

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について  
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成19年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育法及び地方自治法の一部改正に伴い、引用している用語等を整備するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 川 島 一 明

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条学校教育課の分掌事務第6号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める。

別表第1教育長の職務表の表の1中「助役」を「副市長」に改める。

別表第2固有事務決裁表の表学務課の項中「特殊教育」を「特別支援」に改め、同表学校教育課の項中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める。

別表第3の表藤沢市総合市民図書館長之印の項中「総合市民図書館主幹」を「総合市民図書館長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導助言に関すること。</li> <li>(2) 教員の研修に関すること。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</li> <li>(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。</li> <li>(5) 教育資料に関すること。</li> <li>(6) <b>特別支援教育</b>に関すること。</li> <li>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。</li> <li>(8) 相談指導教室に関すること。</li> <li>(9) 奨学生選考委員会の庶務</li> <li>(10) 教科用図書採択審議委員会の庶務</li> <li>(11) 教育文化センターに関すること。</li> <li>(12) 指定管理者に対する運営指導</li> </ol> <p>別表第 1(第 8 条関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導助言に関すること。</li> <li>(2) 教員の研修に関すること。</li> <li>(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</li> <li>(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。</li> <li>(5) 教育資料に関すること。</li> <li>(6) <b>障害児教育</b>に関すること。</li> <li>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。</li> <li>(8) 相談指導教室に関すること。</li> <li>(9) 奨学生選考委員会の庶務</li> <li>(10) 教科用図書採択審議委員会の庶務</li> <li>(11) 教育文化センターに関すること。</li> <li>(12) 指定管理者に対する運営指導</li> </ol> <p>別表第 1(第 8 条関係)</p>

改 正 案

現 行

教育長の職務表

教育長の職務表

職務の内容

職務の内容

- 1 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する市長及び**副市長**の職務の補佐
- 2 上司の命を受け、事務局の執行方針の設定及び執行方針の実現のための基本計画の立案
- 3 事務局の事務遂行のための必要な情報の収集及び分析
- 4 職員の服務管理及び士気の振興
- 5 自己研修による職員への垂範
- 6 事務局の事務の進行管理及び調整
- 7 上司に対する情報の提供及び助言
- 8 上司に対する事務局の事務の基本計画の変更、異例な事項及び施行状況等の報告
- 9 職員の指揮監督並びに事務局の執行方針及び基本計画並びに上司の指示事項の周知

- 1 市政の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する市長及び**副**の職務の補佐
- 2 上司の命を受け、事務局の執行方針の設定及び執行方針の実現のための基本計画の立案
- 3 事務局の事務遂行のための必要な情報の収集及び分析
- 4 職員の服務管理及び士気の振興
- 5 自己研修による職員への垂範
- 6 事務局の事務の進行管理及び調整
- 7 上司に対する情報の提供及び助言
- 8 上司に対する事務局の事務の基本計画の変更、異例な事項及び施行状況等の報告
- 9 職員の指揮監督並びに事務局の執行方針及び基本計画並びに上司の指示事項の周知

別表第 2(第 10 条関係)

別表第 2(第 10 条関係)

固有事務決裁表

固有事務決裁表

学務課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	学校教育課	
		学級編成	教育長		
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		児童及び生徒の <b>特別支援</b> 就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	課等の長		

学務課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	学校教育課	
		学級編成	教育長		
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		児童及び生徒の <b>特殊教育</b> 就学奨励の認定	部長		
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	課等の長		

改 正 案						現 行					
学校教育課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長			学校教育課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長		
		学校教育指導の実施	課等の長					障害児教育	学校教育指導の実施	課等の長	
	特別支援教育	障害児の就学指導	課等の長						障害児の就学指導	課等の長	

別表第 3(第 14 条関係)

別表第 3(第 14 条関係)

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市総合市民図書館長之印	12	てん書	方 21	木印	4	書長をつす文 図書館もてる書	総合市民図書館長
							市図書館南民書長
							堂民書辻市図書館長
							南庭民書湘大市図書館長

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
藤沢市総合市民図書館長之印	12	てん書	方 21	木印	4	書長をつす文 図書館もてる書	総合市民図書館主幹
							市図書館南民書長
							堂民書辻市図書館長
							南庭民書湘大市図書館長